

1) はじめに

本計画は、景観法（平成16年6月18日法律第110号）第8条の規定に基づく計画です。

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律であり、「景観」そのものの整備・保全を目的とする、わが国で初めての総合的な法律として、平成16年6月に公布され、平成17年6月から施行されました。

本市は、平成18年度から「三島市景観計画」の策定を開始し、平成12年に制定した本市独自の「都市景観条例」を平成21年に景観法に基づく「景観条例」に改正し、また、平成13年に策定した「都市景観形成基本計画」を「景観条例」に基づく「景観形成基本計画」に見直すなどして、景観形成の実施計画書となる本計画を平成21年3月に策定（平成31年4月に一部変更）しました。

今回の変更では、6地区が位置づけられていました「景観重点整備地区」に、新たに「一番町三島駅前通り地区」及び「三島駅南口東通り地区」が指定されましたので、一番町三島駅前通り地区及び三島駅南口東通り地区の景観形成の方針等を追加しました。

本市には、他市に誇れる優れた景観があります。これらを適切に維持・保全・活用し、三島らしい良好な景観の創出を図るため、今後も数々の景観施策を積極的に展開し、本計画への位置づけを行ってまいります。

2) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法の規定に基づく計画であり、景観法に基づく施策の枠組みを示すものです。

<<景観形成施策の体系>>

従 来	項 目	今 後
<ul style="list-style-type: none"> ・三島市都市景観条例 (自主条例) 	根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 (従来からの施策の後押し) ・三島市景観条例 (景観法に基づく条例+自主条例)
<ul style="list-style-type: none"> ・三島市都市景観形成基本計画 (条例に位置づけられた計画) 	景観形成 の 目標・方針	<ul style="list-style-type: none"> ・三島市景観形成基本計画 (条例に位置づけられた計画)
<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく施策 (自主施策 →行政指導、表彰等) ・関連法等に基づく施策 (関連部局との協調による) 	具体的な 実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく施策 →施策の枠組みを「景観計画」 に記述 ・条例に基づく施策 ※ (法定施策→一定の強制力を有する +自主施策→行政指導、表彰等) ・関連法に基づく施策 (都市計画法、屋外広告物法、 都市緑地保全法等が、 景観法により体系化)

※ 景観法に基づく強制力は、届出対象となる行為を定め、定められた基準に適合しているか確認することで行います。

なお、基準に適合していない場合は、勧告、変更命令を行うことができます。

3) 景観計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

